

吹田市消費生活センター及び吹田市パスポートセンター清掃業務共通仕様書

この仕様書は、発注者と受注者との間で当該清掃業務について定めるものとし、施設の保全、環境衛生、美観維持を図ることを目的とする。

受注者は、誠実かつ責任をもって従事し、当該業務に付随して必要と認められる軽微な業務についても、契約金額内で実施するものとする。

1 業務名

吹田市消費生活センター及び吹田市パスポートセンター清掃業務

2 業務場所

(1) 吹田市朝日町3番203区画

ア 吹田市消費生活センター

イ 吹田市パスポートセンター

(2) 吹田市朝日町3番 506 区画

消費生活センター相談室

3 業務概要

上記2(1)及び(2)の業務場所の清掃業務を行うものとする。

(詳細は、別紙各業務場所の詳細仕様書のとおり)

4 履行期間

令和7年5月1日から令和10年4月30日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

5 就 業

(1) 日常清掃

週3回、原則月・水・金曜日とするが、祝日に係る場合は別途協議する。

但し、12月29日から1月3日を除く。

作業員若干名で始業時8時までに行う。

(2) 定期清掃

ア 2階については、発注者と受注者が協議の上、決定した日及び時間に、月1回（土曜日又は、日曜日）、作業員若干名で行う。

イ 5階については、発注者と受注者が協議の上、別に定める詳細仕様書に定めた回数を、作業員若干名で行う。

6 従事員の遵守事項

(1) 服務中は、受注者から支給される制服及び社名札を着用する。

(2) 業務上知り得た秘密は、いかなる事由を問わず洩らしてはならない。履行期間満了後も同様とする。

(3) 本業務並びに他業務の円滑な業務執行のため、各従事員と協力し合わねばならない。

7 条件付解除

本業務の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

8 その他

(1) 受注者は、本業務において、業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

また、発注者の指示に迅速かつ柔軟に対応すること。

(2) 受注者は、同規模の施設において清掃の業務を行った実績を有する人員を、本業務に従事させること。

(3) 業務に必要な電気については、発注者は受注者に無償で使用させる。

(4) 毎月の業務完了を、翌月、速やかに清掃業務完了報告書の提出をすること。

(5) 施設や設備、備品を傷めることのないよう留意すること。万一、施設等を破損した場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従って受注者負担で修復すること。

この仕様書に定めのないものについて疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示によるものとする。